

## 災害派遣（緊急患者空輸）の実施に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第6師団（以下「乙」という。）は、災害派遣（緊急患者空輸）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、自衛隊法第83条第1項及び同条第2項に基づく災害派遣による緊急患者空輸（以下「緊急患者空輸」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （平素からの連携等）

第2条 甲及び乙は緊急患者空輸に適切に対応できるよう、平素から意見の交換、情報の交換等の連携を実施するものとする。

### （緊急性等の確認）

第3条 甲は、乙に対し緊急患者空輸を要請するに先立ち、救命のため、患者の容体及び医師、看護師、准看護師、救急救命士又は助産師（以下「医師等」という。）の意見を聴取したうえ緊急性の有無、他の手段による速やかな輸送の可否等を確認するものとする。

### （要請の手続き）

第4条 甲が緊急患者空輸を要請しようとする場合には、乙に対して、文書をもってするものとする。ただし、緊急を要する場合には、電信又は電話によることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、甲は事後において速やかに乙に対して文書を提出するものとする。

3 甲は第1項の要請において、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 要請担当者の職、氏名、電話番号
- (2) 現地担当者の職、氏名、電話番号
- (3) 患者の氏名、性別、年齢、住所
- (4) 患者の症状及び医師等の判断（特に緊急患者空輸の必要性に関する判断、感染症等に関する情報、緊急患者空輸に際し運航上の配慮を要する事項等）
- (5) 緊急患者空輸を要請する区間（離着陸場所、経路等）人数
- (6) 使用する医療器材の種類、個数、重量、寸法
- (7) 緊急患者空輸で付添人を要する場合は、人数、氏名、性別、年齢、患者との関係
- (8) その他参考となるべき事項

- 4 前項第5号の緊急患者空輸を要請する区間については、実施時期又は気象若しくは使用航空機等の状況により、活用する離着陸場所等を甲乙間の協議により変更できるものとする。
- 5 緊急患者空輸の到着地を甲外の都道府県に設定する場合、または、前項により到着地が甲外の都道府県に変更される場合、到着地における患者の引渡しに係る調整は甲が実施するものとする。

(医師等の搭乗)

- 第5条 甲は、原則として、緊急患者空輸の実施に際して医師を搭乗させるものとする。ただし、医師の人数が限られている場合その他正当な事由がある場合は、看護師、准看護師、救急救命士又は助産師をもって代えることができる。
- 2 甲は、やむを得ない場合、乙と協議のうえ航空機に医師等を搭乗させないことができる。
  - 3 甲は、医師等を搭乗させなかった際に、輸送中に患者に適切な処置ができず、これによって事故等が生じたときは、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、乙に責任はないことを確認する。

(派遣の判断)

- 第6条 乙は、緊急患者空輸の要請を受けた場合は、要請の内容に基づいて緊急患者空輸の可否について判断し、緊急患者空輸の必要性を認めた場合は、要請を受理するものとする。ただし、気象状況の急変等により緊急患者空輸の実施が困難と判断した場合は、要請を受理した後であっても当該緊急患者空輸を中断又は中止することができる。この際、乙は、速やかに甲に対して、その旨を通知するものとする。

(通知)

- 第7条 乙は、緊急患者空輸を実施する場合は、速やかに甲に次の事項を通知するものとする。
- (1) 使用航空機の機種・派遣人員
  - (2) 実施部隊の運航予定区間、運航予定時刻等
  - (3) 緊急患者空輸に際して準備を要する事項

(情報の交換)

- 第8条 甲及び乙は、緊急患者空輸の実施に際して必要な局地気象情報等、各種情報を迅速的確に把握し、相互に絶えず情報の交換を行うものとする。

(医師等の輸送)

- 第9条 医師等及び付添人の帰路の輸送は、行わないものとする。

(関係機関との協議)

第10条 甲及び乙は、緊急患者空輸の実施に係る関係機関と協議のうえ、関係機関との連絡方法など必要な事項を定めるものとする。

(離着陸訓練)

第11条 甲及び乙は、平素から病院等における離着陸訓練を調整・実施し、緊急患者空輸の実効性向上に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項を決定する必要がある場合は、その都度、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙の緊急患者空輸の実施に際して発生した航空事故による患者等の損害賠償については、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がこれを負担する。

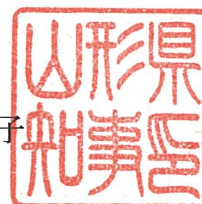
附 則

この協定は、令和3年3月22日から施行する。

この協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 山形県  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 陸上自衛隊第6師団  
第6師団長 蛭川 利幸

